

四日市市告示第32号

四日市市物価高騰対策緊急支援金（障害福祉サービス等事業所）交付要綱を次のように定める。

令和5年1月27日

四日市市長 森 智広

四日市市物価高騰対策緊急支援金（障害福祉サービス等事業所）交付要綱

（通則）

第1条 この要綱は、障害福祉サービス等事業所に対し、四日市市物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、四日市市物価高騰対策緊急支援金の交付に関する規則（令和4年四日市市規則第69号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 支援金の交付対象となる者は、申請日において障害福祉サービス等事業所の指定等を受け四日市市内に所在する事業所等を有し、次の各号のいずれかのサービスを行う事業所を運営している事業者とする。ただし、休業中の事業所又は医療機関のみなし指定事業所及び行政機関が設置する事業所を除く。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、短期入所、施設入所支援、共同生活援助

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

2 前項の規定に関わらず、介護サービスを行う障害福祉サービス事業所であって、介護サービス事業所・施設における支援金の交付を受ける場合は、本事業の対象としない。

（交付対象経費及び交付の額）

第3条 交付対象経費は、交付対象者における令和4年7月1日から令和5年3月31日までの食材費・電気代・ガス代（消費税及び地方消費税を除く）及び令和4年

10月1日から令和5年3月31日までのガソリン代（消費税及び地方消費税を除く）相当分とし、交付額については、別表1に定めるとおりとする。

（交付申請）

第4条 規則第4条に定める物価高騰対策緊急支援金交付申請書は、第1号様式のとおりとし、請求書は第2号様式のとおりとする。

（申請受付期間）

第5条 申請受付期間は、令和5年2月1日から令和5年3月31日までとする。

（交付決定及び交付金額の確定）

第6条 規則第5条に定める交付決定兼額の確定通知書は、第3号様式のとおりとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（有効期限）

2 この要綱は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。

## 別表1

### 支援金（障害福祉サービス等事業所）基準単価

対象事業所別の交付基準額（電気代）	1	居宅介護事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり
	2	重度訪問介護事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり
	3	同行援護事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり
	4	行動援護事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり
	5	就労定着支援事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり
	6	自立生活援助事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり
	7	居宅訪問型児童発達支援事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり
	8	保育所等訪問支援事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり
	9	地域移行支援事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり
	10	地域定着支援事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり

	11	計画相談支援事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり
	12	障害児相談支援事業所	7,500円/月 / 1事業所あたり
	13	療養介護事業所	600円/月 / 定員1人あたり
	14	生活介護事業所	600円/月 / 定員1人あたり
	15	自立訓練（機能訓練）事業所	600円/月 / 定員1人あたり
	16	自立訓練（生活訓練）事業所	600円/月 / 定員1人あたり
	17	就労移行支援事業所	600円/月 / 定員1人あたり
	18	就労継続支援A型事業所	600円/月 / 定員1人あたり
	19	就労継続支援B型事業所	600円/月 / 定員1人あたり
	20	児童発達支援事業所	600円/月 / 定員1人あたり
	21	医療型児童発達支援事業所	600円/月 / 定員1人あたり
	22	放課後等デイサービス事業所	600円/月 / 定員1人あたり
	23	短期入所事業所	1,000円/月 / 定員1人あたり
	24	施設入所支援事業所	1,000円/月 / 定員1人あたり
	25	共同生活援助事業所	1,000円/月 / 定員1人あたり
	26	宿泊型自立訓練事業所	1,000円/月 / 定員1人あたり
対象事業所別の 交付基準額 (ガス代)	1	居宅介護事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	2	重度訪問介護事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	3	同行援護事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	4	行動援護事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	5	就労定着支援事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	6	自立生活援助事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	7	居宅訪問型児童発達支援事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	8	保育所等訪問支援事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	9	地域移行支援事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	10	地域定着支援事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	11	計画相談支援事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	12	障害児相談支援事業所	950円/月 / 1事業所あたり
	13	療養介護事業所	85円/月 / 定員1人あたり
	14	生活介護事業所	85円/月 / 定員1人あたり
	15	自立訓練（機能訓練）事業所	85円/月 / 定員1人あたり

	16	自立訓練（生活訓練）事業所	85 円/月 /定員 1 人あたり
	17	就労移行支援事業所	85 円/月 /定員 1 人あたり
	18	就労継続支援 A 型事業所	85 円/月 /定員 1 人あたり
	19	就労継続支援 B 型事業所	85 円/月 /定員 1 人あたり
	20	児童発達支援事業所	85 円/月 /定員 1 人あたり
	21	医療型児童発達支援事業所	85 円/月 /定員 1 人あたり
	22	放課後等デイサービス事業所	85 円/月 /定員 1 人あたり
	23	短期入所事業所	125 円/月 /定員 1 人あたり
	24	施設入所支援事業所	125 円/月 /定員 1 人あたり
	25	共同生活援助事業所	125 円/月 /定員 1 人あたり
	26	宿泊型自立訓練事業所	125 円/月 /定員 1 人あたり
（食 材 費）	1	施設入所支援事業所	750 円/月 /定員 1 人あたり
対象事業所別の 交付基準額 （ガソリン代）	1	居宅介護事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	2	重度訪問介護事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	3	同行援護事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	4	行動援護事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	5	就労定着支援事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	6	自立生活援助事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	7	居宅訪問型児童発達支援事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	8	保育所等訪問支援事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	9	地域移行支援事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	10	地域定着支援事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	11	計画相談支援事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	12	障害児相談支援事業所	500 円/月 /車両 1 台あたり
	13	療養介護事業所	1,250 円/月 /車両 1 台あたり
	14	生活介護事業所	1,250 円/月 /車両 1 台あたり
	15	自立訓練（機能訓練）事業所	1,250 円/月 /車両 1 台あたり
	16	自立訓練（生活訓練）事業所	1,250 円/月 /車両 1 台あたり

	17	就労移行支援事業所	1,250円/月 /車両1台あたり
	18	就労継続支援A型事業所	1,250円/月 /車両1台あたり
	19	就労継続支援B型事業所	1,250円/月 /車両1台あたり
	20	児童発達支援事業所	1,250円/月 /車両1台あたり
	21	医療型児童発達支援事業所	1,250円/月 /車両1台あたり
	22	放課後等デイサービス事業所	1,250円/月 /車両1台あたり
	23	短期入所事業所	500円/月 /車両1台あたり
	24	施設入所支援事業所	500円/月 /車両1台あたり
	25	共同生活援助事業所	500円/月 /車両1台あたり
	26	宿泊型自立訓練事業所	500円/月 /車両1台あたり
申請対象となる車両	<p>・補助申請を行う事業所が所有している車両及び賃貸借契約を締結して使用している車両であって、自らガソリン代を負担している車両のうち、以下のいずれかの用務に使用している車両</p> <p>①利用者の送迎</p> <p>②障害福祉サービス等事業所職員等による利用者の居宅への訪問</p> <p>③利用者の医療機関への通院等</p> <p>・上記条件を満たす車両のうち、複数の事業所において共用している車両については、最も使用時間が長い事業所において申請を行うこと。</p>		

<p>交付額・申請条件等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援金の交付対象となるのは、三重県が実施する「障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金」の交付を受けた事業所に限る。</li> <li>・ 1事業所につき基準単価まで交付することができる。</li> <li>・ 1事業所につき交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</li> <li>・ 令和4年7月から令和5年1月までの期間（ガソリン代については、令和4年10月から令和5年1月までの期間）については、実際にサービス提供を行った月についてのみ、交付することができる。</li> <li>・ 令和5年2月及び3月については、令和5年1月末時点でサービス提供を行っている事業所のみ令和5年2月及び3月にサービス提供を行っているとみなし、交付することができる。</li> <li>・ ガスを使用していない事業所については、ガス代に係る支援金は交付しない。</li> <li>・ 事業所の定員については令和4年7月1日時点のものとする。ただし、令和4年7月2日以降に指定を受けた事業所・施設については、指定日のものとする。</li> <li>・ 事業所が所有する車両の台数については、令和4年10月1日時点のものとする。ただし、令和4年10月2日以降に指定を受けた事業所については、指定日のものとする。</li> <li>・ 空床型の短期入所の定員は除く。</li> <li>・ 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて本事業の対象とする。</li> </ul>
<p>留意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請のあった車両について、所有状況等に疑義が生じた場合は、申請者に対し所有状況等が確認できる書類の提出を求めることができる。この確認できる書類の提出を求められた申請者は、指定された期日までに、求められた書類を提出しなければならない。</li> </ul>

第1号様式（第4条関係）

四日市市物価高騰対策緊急支援金（障害福祉サービス等事業所）交付申請書

年 月 日

四日市市長 あて

物価高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。下記に記載した事項については、事実と相違ありません。

また、申請にあたり、三重県の「障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金」の申請内容に誤り等があり、不当に受け取った補助金を返還する事態が生じた場合には、その旨の連絡を行い、本支援金も速やかに返還することを誓約します。

申請者	(フリガナ)		
	名称		
	所在地	〒	
	代表者の職・氏名	(職名)	(氏名)

申請金額	円
------	---

担当者	(フリガナ)	
	氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	

添付書類

- ・ 三重県障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金の交付決定兼交付確定額通知書の写し
- ・ 三重県障害福祉サービス等事業所における物価高騰対策支援補助金交付申請書提出書類（様式1～6）の写し

第2号様式（第4条関係）

請 求 書

金 円

四日市市物価高騰対策緊急支援金（障害福祉サービス等事業所）として、  
上記金額を請求します。

年 月 日

所在地

名 称

代表者

印

（自署の場合は不要）

四日市市長 あて

振込口座情報	
金融機関名	
金融機関コード	
支店名	
支店コード	
種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人（カナ）	

注）通帳の写し（口座番号及び名義人の分かる頁）を添付すること

第3号様式（第6条関係）

四日市市 第 号

所在地  
名 称  
代表者

四日市市物価高騰対策緊急支援金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、四日市市物価高騰対策緊急支援金（障害福祉サービス等事業所）については、四日市市物価高騰対策緊急支援金の交付に関する規則（令和4年四日市市規則第69号）第5条の規定により、下記のとおり交付決定するとともに交付額を確定しましたので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 支援金の名称 四日市市物価高騰対策緊急支援金(障害福祉サービス等事業所)
- 2 交付決定兼交付確定額 金 円